

令和8年度インクルーシブスポーツ推進事業 登録指導員制度について

文化スポーツ部スポーツ振興課

1 制度創設の経緯

岩手県は第2期スポーツ推進計画において、「スポーツの推進による県民誰もが健やかで輝く岩手の創造」を目指しており、その実現に向けた施策として、障がいの有無や年齢等に関わらず、誰もが身近な地域でスポーツに参画できる環境を整えていくことが、共生社会の実現に大きく寄与するものと考えています。

国の調査結果では、障がいのある方のスポーツ実施率は成人一般に比べて低調であることから、障がいのある方のスポーツ実施に係る障壁の解消を図るとともに、障がい者や障がい者のスポーツ参画に対する県民の理解を促進し、地域におけるスポーツ実施環境の課題解消に向けた積極的な対策を講じていくべきと考えています。

これらのことから、県としては、共生社会型のスポーツ実施環境づくりを積極的かつ総合的に推進するため「インクルーシブスポーツ推進事業」を実施するとともに、地域の課題やニーズに適切に対応し、効果的に事業を推進するため、登録指導員制度を創設し、パラスポーツ団体や市町村、民間企業等の関係団体との連携による取組の充実に努めていきます。

2 制度の概要

(1) 指導員の役割

指導員には『コーディネーター』と『サポーター』2つの区分があり、区分によって担う役割が異なります。指導員は、県が主催する事業において、以下の活動に従事していただきます。

区 分	役 割
コーディネーター	(1) 体験教室・指導者養成研修における講師（共通） (2) 大会・イベントの運營業務 (3) 事業運営に関わる支援 （準備会議等出席、関係団体との連携支援等） (4) その他必要とされる用務
サポーター	(1) 体験教室・指導者養成研修における講師（共通） (2) 大会・イベントの審判員、係員 (3) その他必要とされる用務

(2) 指導員の登録

インクルーシブスポーツの普及を行うためには、パラスポーツの指導に関する専門的な知識・技能が必要となります。そのため、指導員に登録していただく方は、パラスポーツに関して様々なスキルを習得している方（公認パラスポーツ指導員、各種のパラスポーツに関わる公認資格所有者、等）を対象とします。

登録手続きは、別紙応募用紙に必要な事項を記入のうえ、岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課あてに応募していただきます。

指導員はスポーツ振興課で選考し、その結果をお知らせします。

登録期間は1年間とし、登録者からの申し出があった場合や、県が登録を解除する必要があると認める場合は、登録を解除します。

(3) 旅費・報酬等

県からの依頼により現地対応していただく場合は、県の規定による旅費(日当を含む)をお支払いします。

また、大会等の審判員や係員への報酬はありませんが、県からの依頼により、体験教室等の講師若しくは大会等の運営業務に携わっていただいた場合は、登録制度に定める基準により、報酬をお支払いします。

令和8年4月 日